

令和4年度
第5回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和4年8月10日開会

高松市農業委員会

令和4年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和4年8月10日（水）午後2時00分開会

開催場所 高松市危機管理センター3階 301会議室

出席委員 18人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 三好 義光（会長職務代理者第2）
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 4人

- 3番 佐竹 博巳
- 8番 森口 憲司
- 15番 河田 薫
- 18番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長 補佐 森 亮介
- 農地係 長 藤澤 英宣
- 農政管理係 長 浮田 政宏
- 主 査 田山 元太
- 主 任 技 師 河合 良治
- 主 任 主 事 栗永 亘

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 農用地利用配分計画（案）について
- 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による
開発計画に対する意見について
- 議案第11号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和4年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は22人中18人で、定例総会は成立しております。
欠席委員は、佐竹委員、森口委員、河田委員、原田委員の4名です。
それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び13番佃光廣委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、第三者が転用予定のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、貸人が自ら耕作するため、残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、貸人が自ら耕作するため、農地法第3条第1項の規定に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、農事調停により農地法第3条第1項の規定に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

5番、6番は、第三者が購入するため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。所有権移転の内容については、5番については農地法第3条第1項許可申請所有権13番、6番については同法14番のとおりです。

7番は、貸人が自ら耕作するため、農地法第3条第1項の規定に基づく賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

議案書2ページを御覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、農地法第3条第1項許可申請所有権1番、同法第5条第1項許可申請所有権3番に関連しています。

2番、3番は、借人の労力不足のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件として耕耘して返還するものとなっています。

4番、5番、6番、7番は、第三者が転用するため、強化促進法による貸借について返還を受けたものです。4番は農地法第5条第1項許可申請所有権11番、5番は同法12番、6番は同法13

番、7番は同法14番に関連しています。

8番は、借人が見つからず、貸人が自ら耕作するため、香川県農地機構から返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について7件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

1番は、平成27年10月27日付けで、住宅・納屋・車庫用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったものです。

なお、許可を受けた土地の取消し後の計画は、新たな転用者が転用申請するものです。

農地法第5条第1項許可申請賃借権4番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第2号については受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については受理することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案に御説明申し上げます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、高齢に伴い農地の維持管理が難しく、また、近隣住民から駐車場が不足しているとの要請もあることから、この度、露天貸駐車場を計画したもので、転用理由と農地区分については適当である

と考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、以前より安定した家賃収入が見込める賃貸住宅の経営を考えており、申請地は太田土地区画整理区域内にあり、周辺はマンションや共同住宅等により宅地化が進み、住宅地として需要が見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、増加した農機具収納のため、住宅に隣接する農地の一部に倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成22年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が472.41平方メートルあります。

4番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅への進入の為、宅地南の農地を進入路として利用するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が868.16平方メートルあります。

5番は、発電出力49.5キロワット、パネル面積約1.68平方メートルを257枚、6番は、発電出力24.7キロワット、パネル面積約1.68平方メートルを87枚、設置の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、それぞれ第2種農地に区分されますが、申請者は労働力不足のため、農業の継続が困難となり、将来の安定した収入を確保するため太陽光発電を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地は申請地のみとなり農機具も壊れてなく、農地の維持管理ができないことから、露天貸駐車場を計画したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅北側の農地に父が竹の子を栽培するため温室を建設し、その後、納屋として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、農家住宅の宅地拡張として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が住宅南の隣接農地に農業用倉庫を建築し一部を車庫として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和51年ごろに建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が397.78平方メートルあります。

10番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、今般、相続財産を調査したところ、住宅南側の農地に越境して宅地として利用していたのが判明したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成4年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が298.41平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について10件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番の転用者は、夫婦で建築設計監理業及び化粧品販売等を行う法人を営んでおり、令和3年11月10日付けで、当初、事務所兼モデルルーム、露天資材置場用地として転用許可を受けておりましたが、許可後に建築協議の最終段階で事務所の建築ができなくなり、それに併せてモデルルームの計画も廃止し、車庫兼倉庫平屋建1棟に計画変更をすることになったことから、転用目的の変更のため許可後の事業計画変更申請をすることと、併せて工事完了日を令和4年10月31日まで期間変更するため許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第3条第1項許可申請使用貸借1番に関連しています。

2番は、令和元年7月10日付けで、8棟の分譲住宅用地として転用許可を受け、既に5棟が工事完了し、工事期間完了日までに事業完了する予定でしたが、近年、住宅の購入需要が減少傾向となってきたり、分譲住宅3棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和6年7月9日まで期間延長するため許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

なお、議案第5号のうち、2番は、佐竹委員に関する案件であり、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、佐竹委員に退室いただいたうえで、他の案件に先立ち本件の審議をお願いする予定でしたが、本日、佐竹委員は所用により欠席しておりますので、このまま議事進行をさせていただきます。

まず、現地調査の概要を冨本委員から報告をお願いいたします。

冨本委員 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、佃 光廣委員と私の2名であり、本日午前中に、現地調査を実施しました。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は、所有権が8件となっております。

うち、所有権2番、4番、6番、7番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権1番から4番まで私が報告し、5番から8番を佃委員から報告申しあげます。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。別紙の農地法5条第1項の規定による許可申請の特別議案書1ページを御覧ください。

さい。

1番は、高松市立多肥小学校南東700メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道に面し、交通の利便性が良く、周辺はインテリジェントパークサンメッセ香川に近く、教育・商業施設が整い、分譲住宅により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地が451.87平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立多肥小学校南東700メートルに在り、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内（おおむね3ヶ月以内）に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が市道に面し、交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い、分譲住宅により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が275.81平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番は、JR高徳線八栗口駅西400メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地は、進入路を介して市道に面し、国道11号線へのアクセスも良く、周辺は、鉄道の駅に近く、スーパーマーケット等の商業施設も整備され、宅地分譲・共同住宅により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、周辺に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が89.40平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、高松市立川添小学校南800メートルに在り、中古自動車販売業を営む法人が、近年、半導体等自動車部品の不足により、中古車の需要が増加していることから事業拡大のため、中古車両展示場を含めた車両展示場を含めた店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、東側が主要地方道高松長尾大内線に面し、交通の利便性が良く、周辺は、近年道路が整備され、

自動車販売店も多い地域で相乗効果により集客が見込まれ、牟礼町及び西山崎町にある店舗との連携もでき、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地が753.00平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、佃委員が説明します。

佃委員 現地調査員の佃です。5番からは、私が説明します。

引き続き、農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案書2ページを御覧ください。

5番は、高松市立川添小学校南1.5キロメートルに在り、建築物の解体事業を営む転用者が、近年業績が好調で、事業拡大のため既存の資材置場が手狭となっており、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は国道11号線に近く、高松中央インターチェンジへのアクセスもでき、交通の利便性が良く、また、本社からも近く、事業の効率化・利便性が図られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が166.69平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市林出張所南東550メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は西側が県道太田上町志度線に面し、市道六条町18号・19号線を道路拡幅し、開発道路と一体的に利用し、これにより交通の利便性が良くなること、また、周辺は、サンメッセ香川の東側で教育・商業施設が整い、分譲住宅等により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用する宅地等が1,236.51平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知7番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

7番は、高松市立香南中学校南700メートルに在り、一般貨物自動車運送業を営む転用者が、更なる事業展開を図ろうと高松南部地区で営業を行う目的で、事務所、露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に面しており、主要地方道円座香南線に近く、高松西インターチェンジへのアクセ

スもでき、交通の利便性が良く、また、事務所と車両置場が一体利用し、事業効率も良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用する水路等が81.00平方メートルあります。

なお、現在の本店用地は借地であり、新本店建築後は解約の予定とのことです。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、高松市立三溪小学校東900メートルに在り、鉄骨コンクリート解体業を営む転用者が、借地している資材置場を契約解除したため、新たに資材の保管場所が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は東側が市道に面し、主要地方道三木国分寺線に近く、交通の利便性が良く、また、本社からも近く、事業の効率化・利便性が図られ、併用地にある建物も倉庫として一体的に利用もできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が2,270.71平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権8件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について許可することに決定いたしました。

なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

なお、議案第6号のうち、所有権20番については河野委員に関係する案件であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、河野委員に退室頂いたうえで他の案件に先立ち、本件の審議をお願いします。

事務局は河野委員の退室を誘導してください。

議 長 所有権 20 番について、事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案のうち、所有権移転案件の 20 番について、先に御説明申しあげます。

議案書 9 ページを御覧ください。

20 番は、本津川の河川拡幅工事を行うに伴い、地元土地改良区が設置しているポンプ小屋の移設をすることになったため、農業用ポンプ施設として転用申請をするものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、本津川から衣掛池に農業用用水の供給を行うためのポンプ施設で、河川管理道に接しており、排水管は既設の管を利用することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第 5 条第 1 項許可申請所有権 20 番についての説明は以上です。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のうち一般議案所有権 20 番について許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、農地法第 5 条第 1 項許可申請所有権 20 番については許可することに決定いたしました。

それでは、河野委員の入室誘導をお願いします。

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

田山主査 引き続き、所有権移転案件を御説明申しあげます。

議案書 6 ページを御覧ください。

1 番は、現在借家住まいであるが、将来子が生まれてきた時に手狭となることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2 番は、申請地近くで幼稚園を経営している法人の代表者が、住宅が密集した地域で、園児の送迎や来客等が駐車するスペースが不足していることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が319.57平方メートルあります。

5番は、借家住まいであるが、住居が手狭となったことから、父が所有する農地を譲り受け、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に面し、実家と近接しており農業の手伝いや面倒が見られることから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページを御覧ください。

6番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存住宅の宅地拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年10月に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が861.44平方メートルあります。

8番は、現在、居住している住居の老朽化に伴い、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年2月に建築済ですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が162.51平方メートルあります。

10番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が143.92平方メートルあります。

11番は、ブロック製造販売並びに請負工事業を営む法人で、近年、業績好調により工事受注

が増え、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

議案書8ページを御覧ください。

15番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は北側が市道に、西側が県道太田上町志度線に面し、交通の利便性が良く、周辺はインテリジェントパークサンメッセ香川に近く、教育・商業施設が整い、分譲住宅により宅地化が進み、住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が196.46平方メートルあります。

16番は、自宅駐車場への進入が不便なことや、来客等の駐車スペースが不足していることから、物置・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年2月に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、子の成長に伴い、家財道具も増え、現在居住している住宅が手狭となっていることから、離れを建築するため、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。

議案書9ページを御覧ください。

18番は、自己住宅の宅地拡張、排水路用地として転用するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、昭和47年ごろに宅地の東側に流れる排水路の付け替えを行うため、用途廃止をした土地を自己の宅地の一部として利用し、所有農地の一部を水路用地として付け替えをしていたもので、今回、現況に合わせ利用を含めた農地転用であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和47年ごろから利用していますが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が272.00平方メートルあります。

19番の転用者は、土木工事業を営む法人で、事業が好調で、保有する資材の増加により、既存の資材置場が手狭となっていることから、露天資材置場拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の露天資材置場を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が3,613.62平方メートルあります。

21番は、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和51年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が276.26平方メートルあります。

22番は、麺類の製造、販売業を営む法人で、本社西側で賃貸している駐車場の契約を本年12月で解約することから、来客や事業用の車両を駐車するスペースを確保するため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、本社と近接しており、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が527.00平方メートルあります。

24番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成14年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が360.12平方メートルあります。

26番は、農地に進入する農道が狭く、機械等の通行が不便なことから、農道用地として転用

申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農地へ進入する農道幅であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和28年に農道として利用していますが、この度、追認許可を得るもので、一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。なお、農業用施設であることから無断転用扱いとはしていないものです。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書10ページを御覧ください。

1番は、不動産業を営む法人が、従業員用の社員住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が103.68平方メートルあります。

2番は、不動産業を営む法人で、申請地北側の分譲地造成工事のため、工事車両が通学路を通行することに、学校関係者より危険なので、他のルートを検討してほしいとの要望があったことから、仮設進入路用地として、令和5年7月31日までの一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東が市道に接し、県道高松志度線に近く、交通の利便性が良く車両の往来も容易で、工事現場と隣接しており、利用及び管理がしやすいことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地復原後は、引き続き所有者が耕作する予定です。

3番は、コンビニエンスストア等の経営に関する事業を営む法人が、事業が好調で、新店舗出店に伴い、国道からの進入及び駐車場として、店舗の敷地拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,457.08平方メートルあります。

4番は、建築工事業を営む法人で、事業が好調で本社移転に伴い、資材を保管する場所が必要となったため、新たな車庫兼倉庫用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、県道千疋高松線に近く、本社事務所と隣接し、利用及び管理がしやすいことから、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和53年に建築及び造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が688.94平方メートルあります。農地法第4条第1項の規定による許可申請取消願1番に関連しています。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページを御覧ください。

1番は、現在、自己所有の住宅に居住しているが、建物の老朽化に伴い、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が91.00平方メートルあります。

なお、現在、居住している住居は、新しい住居が完成後、取壊して露天貸駐車場にする予定です。

2番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭であることから、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通の利便性も良く、実家と隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、現在、借家住まいで、子の成長に伴い住居が手狭であることから、義父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が282.42平方メートルあります。

4番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については令和3年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が388.62平方メートルあります。

5番は、現在借家住まいであるが、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通の利便性も良く、また、実家と隣接し親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権4件、使用貸借5件、計27件について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、譲渡人と第三者の農地法第5条第1項許可申請所有権3番の申請において、譲受人の農地の一部を進入路用地として利用することとなったことから、その代替地として、申請地を譲渡人から交換取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しております。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、すでに分家独立している譲受人に部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、農業を営む法人で経験を積んだ譲受人が独立就農するために取得するもので、取得後はイチゴの栽培をするものです。

5番は、所有者の労力不足及び農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、水稻の作付け及び果樹を栽培するものです。

6番は、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項使用貸借2番が同時に提出されて、要件を満たしております。

7番、8番は、耕作利便性の向上のため、農地の交換をするもので、取得後は水稻を作付けするものです。

9番は、所有者が高齢化のため、後継者へ一括贈与するもので、取得後は野菜、ユズ、ブドウを栽培するものです。

10番、11番、12番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、10番、12番は水稻の作付け及び野菜の栽培、11番は水稻の作付けをするものです。

13番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は、イチゴとブロッコリーの栽培をするものです。農地法第18条6項の規定による通知5番に関連しております。

14番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻の作付け及び野菜を栽培するものです。

15番は、兼業による経営縮小から、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜とサクランボの栽培をするものです。

16番は、所有者の労力不足により、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹の栽培をするものです。

議案書14ページを御覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権の設定について、御説明いたします。

1番は、所有者の労力不足により、新規営農を希望する借受人が借り入れ、令和8年8月までの4年間、水稻栽培を目的に耕作するものです。

議案書15ページを御覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借による権利の設定について御説明いたします。

1番は、事務所兼モデルルームの建築に併せ、申請地に排水管を埋設するため、令和9年3月までの5年間権利設定をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更1番に関連しております。

2番は、新規営農を希望する借人が令和7年7月までの3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項許可申請所有権6番に関連しております。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転16件、賃借権1件、使用貸借2件、計19件について御審議いただきますよう、よろしく御願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可す

ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書16ページをご覧ください。

1番は、平成5年ごろから20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和63年ごろから、農業用の納屋として、3番は、令和4年4月から水路・道路として、また、4番は昭和52年ごろ及び令和4年4月から道路・水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第9号農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第9号、農用地利用配分計画（案）について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、今回、貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するに当たって、令和4年7月19日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求めているものです。なお、香川県の公告予定日は8月31日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料2枚目の農用地利用配分計画案を御覧ください。表の左半分が、農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸し付ける変更後の耕作者と設定する権

利の内容となっています。貸し付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、また、賃借料等の条件も従前のものをそのまま引き継ぐことになっています。

以上、議案第9号、農用地利用配分計画（案）について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号については、異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

田山主査 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の2ページを御覧ください。

令和4年4月28日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、4ページのとおり、7月4日付けで日本エネルギー総合システム株式会社から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在は高松市香南町由佐字丸山3410番地19外1筆です。

3ページに位置図を付しています。

5ページからは変更前と変更後の土地の所在場所一覧、断面図、沈砂池容量計算表を付しています。

1ページを御覧ください。

この度の変更協議は、当初の計画より緩やかな法面勾配にするため、盛土量及び、沈砂池の容量を増加するものです。7月28日に地区担当委員と現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。以上のことを踏まえて、高松市長には、下段のとおり「開発行為を行う場合には、開発区域周辺及び下流域にある農地、農業用施設及び農作物に支障が生じないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土

づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第11号「高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件については、先月7月29日に、白井一美様が三笠会長宛に農地利用最適化推進委員の辞任届を提出されたことを受けて、今回、お諮りするものでございますが、まず、辞任届が提出された経緯・理由が農業委員欠員補充と密接に関連しますので、それから御説明いたします。

今春の高砂農業委員の御逝去に伴う、農業委員欠員1人を補充するために、6月20日から7月15日までの間で、公募と推薦を受け付けた結果、3人の方から応募・推薦がありました。

その中から農業委員候補者1人を選任するために、先月22日に農業委員候補者評価委員会を開催して評価・選考を行った結果、白井一美様を候補者に決定したところでございます。

白井様は、現在、第2地区の庵治で農地利用最適化推進委員を務められておりますが、農業委員会等に関する法律第18条第5項で「農地利用最適化推進委員は、農業委員と兼務できない。」と定められていることを受けて、農業委員への任命手続を進める前段として、白井様は、辞任届を提出されたものです。

農地利用最適化推進委員の辞任の手続といたしまして、農業委員会等に関する法律第23条で、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますので、本日、この議案第11号として、白井様の農地利用最適化推進委員の辞任をお諮りする次第でございます。

繰り返しになりますが、白井様につき、農業委員としての任命手続を進めるに当たって、農地利用最適化推進委員を辞している必要があることから、事前に辞任手続を行うものでございます。

なお、辞任につき同意をいただきますと、来月5日に開会を予定しております9月定例市議会で、白井様の農業委員の任命について議案を提出し、議決を得た上で、市長が農業委員の任命辞令を交付する予定でありまして、その辞令交付日をもって、農業委員に就任されることとなります。

今のところ、滞りなく手続が進めば、農業委員に就任されるのは、9月22日（木）を予定しております。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり意義ない旨決定することに御異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第11号は原案のとおり異議ない旨決定いたしました。

続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項・第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

藤澤農地係長 それでは、農地法第4条第1項・第5条第1項 関係許可状況について御報告申し上げます。

資料4を御覧ください。

令和4年7月6日から令和4年8月5日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が5件、7月議決分といたしまして4条が15件、5条が41件、合計で4条が15件、5条が46件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が11件、7月議決分といたしまして4条が0件、5条が14件、合計で4条が0件、5条が25件です。4条、5条ともに取下げはありませんでした。

次に、許可保留件数の内容について御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係では許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください

次に5条関係です。

1月議決分の所有権、5番、23番、25番、30番、37番が開発許可未了により、現在、許可保留になっております。

5月議決分の所有権、17番、18番、20番、25番が票の右端の欄に記載のあるとおり、それぞれ開発許可、道路工事承認及び法廷外専用許可未了により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

6月議決分の所有権7番が、開発許可・道路工事承認・直近事業造成工事未了により、また、所有権9番が道路工事承認未了により、現在、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

7月議決分の所有権1番、2番、8番、9番、10番、11番、12番、13番、17番、19番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく7月議決分の所有権21番、22番、26番が、表の右端の欄に記載のある通り、それぞれ開発許可、道路直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく7月議決分の使用貸借4番が、開発許可、道路工事承認、法定外占用未了により、現在、許可保留となっております。今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和4年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後15時40分 閉 会